

執筆者:

[E-mail](mailto:masahiro.yoshida@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:masahiro.yoshida@nishimura-asahi.com) [吉本 祐介](mailto:masahiro.yoshida@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:andhika@andhika.com) [✉](mailto:andhika@andhika.com) [Andhika Indrapraja](mailto:andhika@andhika.com)¹

許認可手続きを簡素化するための最新の取り組みとして、2021 年 8 月からインドネシアの投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal、以下「BKPM」といいます。)は、リスクベース評価に基づきライセンスを発行する「新しい」オンライン・シングル提出システム(以下「OSS RBA」といいます。)の運用を開始しました。OSS RBA は、当初 2021 年 6 月開始が予定されていましたが、何度か開始時期が延期されていました。

OSS RBA では、各政府機関のシステムが統合され、各産業分類において必要となる様々な方針や要件(外国人による株式保有制限、必要手続き、ライセンス発行のスケジュールなど)が自動的に表示されます。OSS RBA は、企業が自社の事業を一つの手続きで登録できるようにするだけでなく、ライセンス取得に必要な要件を明確にし、ひいては透明性の向上につながるものと期待されています。

当事務所の経験から、OSS RBA の特徴を説明します。

- 従来の OSS システムと比較して、OSS RBA は明確な指示を提示するため、ライセンス申請時に企業が提出する必要のある書類や情報が分かりやすくなっています。
- 現時点では、OSS RBA では、Internet of Things (IoT)のように、複数のリスク分類に該当する産業分類について、複数のライセンスを申請することはできません。BKPM は、この不具合を修正しようとしているようです。


外国人の株式保有制限は、主に 2021 年大統領令第 49 号によって改正された 2021 年大統領令第 10 号(以下「大統領令 10/2021」といいます。)が定める、いわゆるポジティブリストに規定されていますが、各省庁が別途外資規制を制定している場合もあります。OSS RBA では、これらの法令をふまえてある事業に適用される制限が表示されるようになっており、適用ある制限がよりわかりやすくなっています。例えば大統領令 10/2021 では、先進的技術を有する建設業について、外国人による株式保有について特段の制限は課されていませんが、公共事業及び公共住宅省の現在のポリシー並びに最近制定された 2021 年政令第 5 号によれば、先進的技術を有する建設業については、ASEAN 諸国以外の外国からの投資は 67%まで、ASEAN 諸国からの投資は 70%までに制限されています。OSS RBA では、2021 年政令第 5 号で規定された株式保有制限が表示されています。

¹ 提携事務所所属

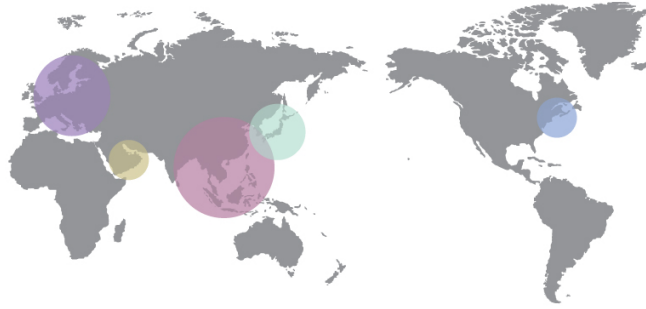
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@eml.nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@eml.nishimura.com

代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所